



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

自動車

ドライブエージェント パーソナル

ドライブエージェント パーソナルは「事故発生の通知等に関する特約」をご契約いただいたお客様にご提供するテレマティクスサービスの名称です。

Drive Agent Personal

東京海上日動オリジナル
ドライブレコーダーを活用した

先進的
な
サービス
をご提供



特約保険料は
月額650円!!*

一時払・年払は年額7,480円

「安全・安心」をもたらす3つのサービス

「いざ」という時も

1. 高度な事故対応 サービス

- 自動で事故連絡を行い、端末で通話が可能
- 事故映像を自動的に記録・送信

日常の運転中も

2. 事故防止支援 サービス

- お客様の運転状況をもとに、リアルタイムに注意喚起

ご契約の更新時も

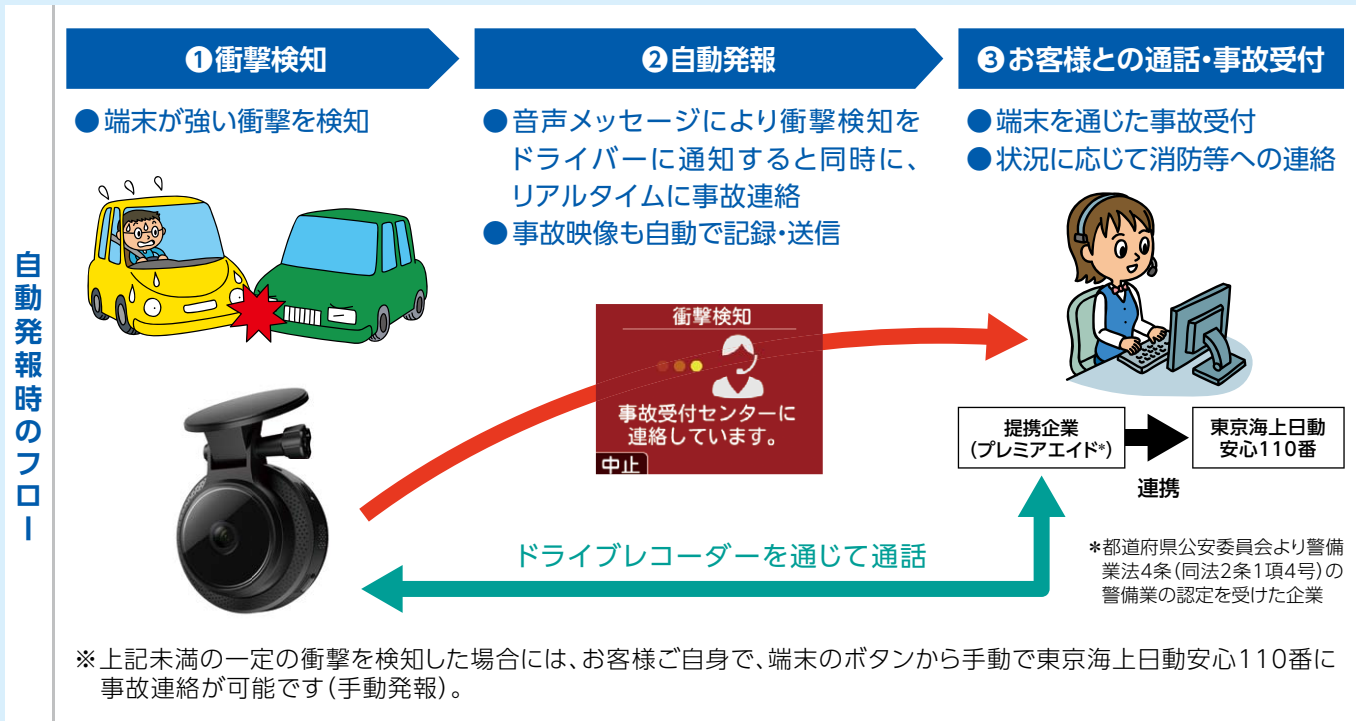
3. 安全運転診断 サービス

- お客様の運転特性をもとに専用のレポートを提供

「事故時の安心」と日常の運転中の「安全運転サポート」 お客様の『いざ』という時にお役に立ち、さらなる安心・

◀ ここがポイント! ▶

1. 高度な事故対応サービス



「自動で事故連絡＆通話」

端末が強い衝撃を検知すると、提携企業(プレミアアイド)に自動で連絡が行われ、端末を通じた通話が可能です。これにより、事故発生直後のお客様のご不安を解消するとともに、状況に応じてプレミアアイドが消防等への連絡を行います。また、端末が一定の衝撃を検知した場合には、手動で東京海上日動安心110番へ連絡を行うことができます(端末を通じた通話も可能です)。

「事故映像を自動で記録・送信」

端末が一定の衝撃を検知すると、事故映像が自動で記録・送信され、弊社と事故映像が共有されます。事故内容によっては、「事故状況」に関するお客様のご説明の負担を軽減するとともに、解決に向けて送信された映像を活用します。

ドライブレコーダーの映像について

ドライブレコーダーでは前方の映像をフルHD*の高画質で常時録画し保存します。約4時間の録画が可能です(自動で上書きされます)。
*1920×1080サイズの高解像度

■ご契約にあたって

「事故発生の通知等に関する特約」について

特約の内容...

「事故発生の通知等に関する特約」では、端末を通じた自動発報により事故連絡があった場合、普通保険約款基本条項第3節第1条に定める「事故発生時の通知」義務が履行されたものとみなすこと等を規定します(保険金の支払い事由等の新たな補償は規定していません)。

ご利用いただける条件...

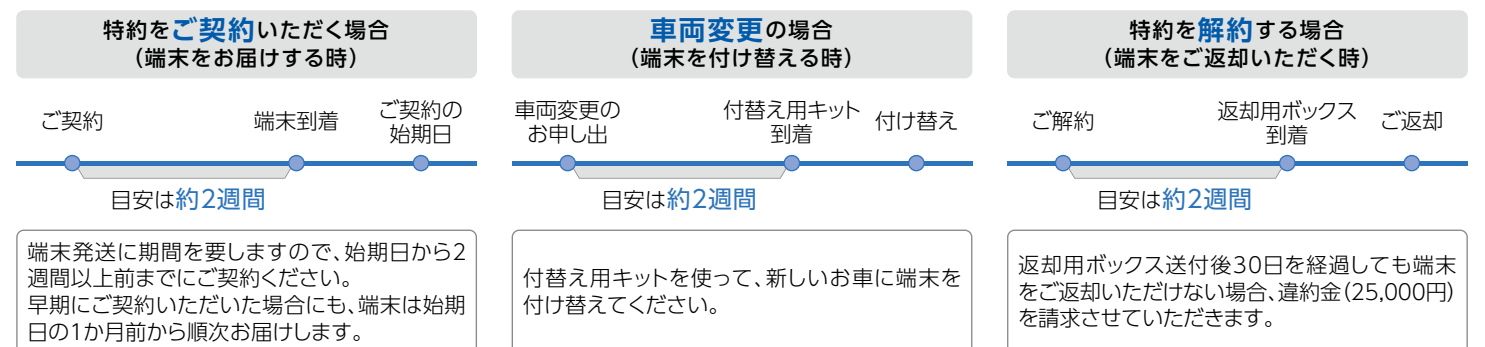
「事故発生の通知等に関する特約」をセットした、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約でご利用いただけます*1*2。

*1 保険期間3年以内のトータルアシスト自動車保険またはトータルアシスト超保険のご契約に限ります。
*2 「事故発生の通知等に関する特約」の詳細は、東京海上日動ホームページ(URL: http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf)もしくは「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、トータルアシスト超保険は「新総合保険、地震保険」のペットネームです。

端末から取得する運転情報の取り扱いについて

- 東京海上日動はドライブエージェントパーソナルの提供のために以下の運転情報を取得します。
走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等
※上記の運転情報等をもとに安全運転診断レポートを作成します。
- 加えて、新規サービス・新商品の開発および研究等にも使用します。

端末のお届け等について



をより高いレベルでご提供することにより、**安全なカーライフ**を実現します。

サービス内容に関するご紹介動画
サービス内容の詳細は、QRコードからアクセス!



◀ ここがポイント! ▶

2. 事故防止支援サービス



「危険地点接近警告」

「事故リスク予測プラットフォーム(過去の事故多発地点情報およびヒヤリハットにつながる急ブレーキ情報など)」に基づき、運転中の天候・時間帯およびお客様の運転状況(走行速度・過去の運転特性)をもとに、リアルタイムに事故リスクの高い地点を予測し、音声メッセージと画面表示により注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です)。

「片寄り走行警告&前方車両接近警告」



車線逸脱等の片寄り走行を検知した際に、音声メッセージと画面表示により注意喚起を行います(本サービスは機能のON/OFFの切替が可能です)。また、危険挙動(急アクセル・急ハンドル・急ブレーキ)を検知した際にも警告音で注意喚起します。

※前方車両接近警告サービスは2017年10月頃アップデートにより機能追加予定です。

◀ ここがポイント! ▶

3. 安全運転診断サービス

「安全運転診断レポート」

お客様の運転特性をもとに作成したお客様専用の「安全運転診断レポート*」を更新時(長期契約の場合は始期応時)にご提供します。詳細は代理店へお問い合わせください。

*2017年12月以降に満期日を迎えるご契約が対象となる予定です。



端末の取り付け方法

- 端末がお手元に届きましたら、保険契約の始期日までに対象のお車に取り付けてください。
※シガーソケットまたはアクセサリソケットのないお車には原則として取り付けできません。
- 取り付けにあたっては、端末と同梱するクイックスタートガイドおよび取扱説明書をよくお読みください。また、取り付け方法の詳細をご説明した動画も併せてご覧ください(QRコードからアクセス)。
- 「ご契約者ご自身では取り付けができないお車の場合」や「取り付けサービスを希望される場合」には、ドライブエージェントパーソナル事務局にご相談ください。
※取り付け工賃等はおお客様ご自身のご負担となります。

端末の取り付け方法に関するご説明動画



お客様ご自身では取り付けできないお車(例)



例1
フロントガラス脇のピラーの表面を確認し、[SRS][AIRBAG]などの表示があるお車の場合
※写真は一例です



例2
ピラー周囲のゴムをめくることができず、かつピラー表面が布張りなどケーブル固定用テープが貼り付けられない素材のお車の場合



端末の取り付け・操作・故障等に関するお問い合わせ先

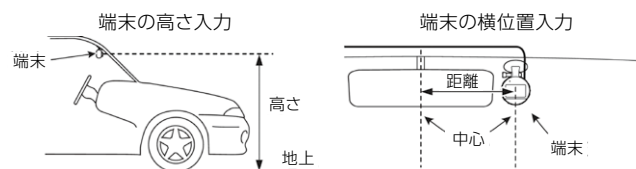
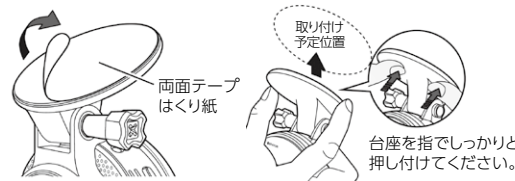
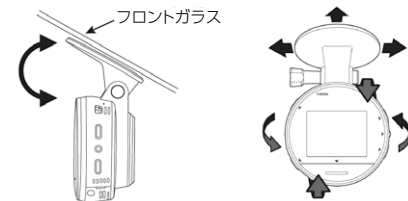
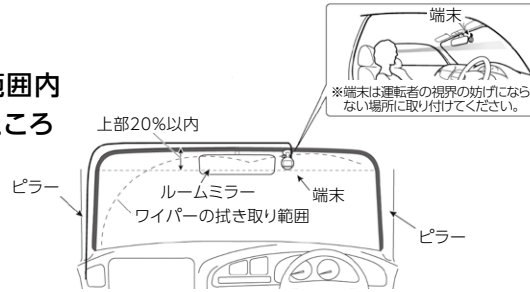
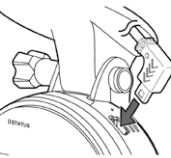
ドライブエージェントパーソナル事務局(専用ヘルプデスク)
TEL: **0120-009-450**

受付時間
月曜～土曜の午前9時半～午後6時
日曜・祝日・事務局休業日を除く

端末本体の取り付け手順(初期動作確認)

※取り付け作業は、お車を平らで安全な場所に止め、端末の通信圏内で行ってください。

- 1 付属のシガーライター電源ケーブルを端末本体につなげる**
端末右側面上部の穴に差し込んでください。
- 2 シガーソケットにシガーライター電源ケーブルのシガープラグを差し込み、エンジンをかける**
エンジンをかけると、連動して端末が起動します。
! お車によってはエンジンをかけていないのに端末が起動する場合があります。このような場合、**バッテリーが上がるおそれがありますので、走行中以外は必ずシガーソケットからシガープラグを抜いてください。**
- 3 端末の画面に表示される車両登録番号が正しいことを確認してください**
! 車両登録番号が取り付け予定の車と異なる場合、ドライブエージェントパーソナル事務局にご連絡ください。
- 4 取り付け場所を決める**
●フロントガラスの上部20%以内 ●ワイパーの拭き取り範囲内
●ルームミラーなどにあたらない位置 ●運転席から手の届くところ
を取り付け場所として選んでください。
! 取り付けの際にはお車の取扱説明書等を確認し、**自動ブレーキなどの「運転支援システム」の妨げにならない場所**に取り付けてください。
! 端末の画面を確認し、**カメラの前にさざぎるものがなく前方が正しく映っていることを確認**してください。
- 5 端末の向き・角度を調整する**
端末の画面に表示される白いバーを参考に調整してください。
- 6 端末をフロントガラスに固定する**
付属のクリーナーで取り付け位置を拭いたうえで台座の両面テープはくり紙をはがし、端末を貼り付けてください。
! 一度取り付けると貼り直せませんので、**慎重に場所を決め、貼り付けてください。**
- 7 端末の画面に表示される指示に従って、取り付け位置を入力する**

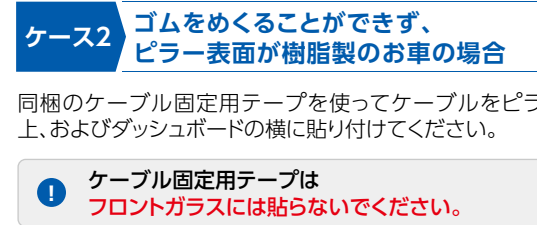
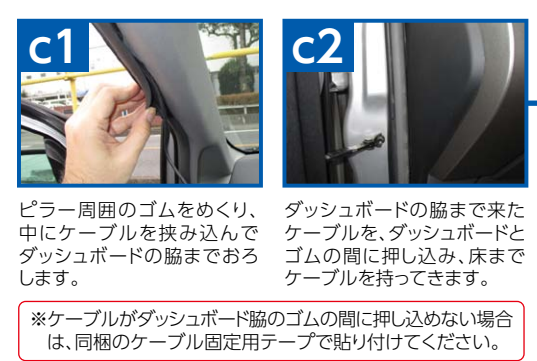
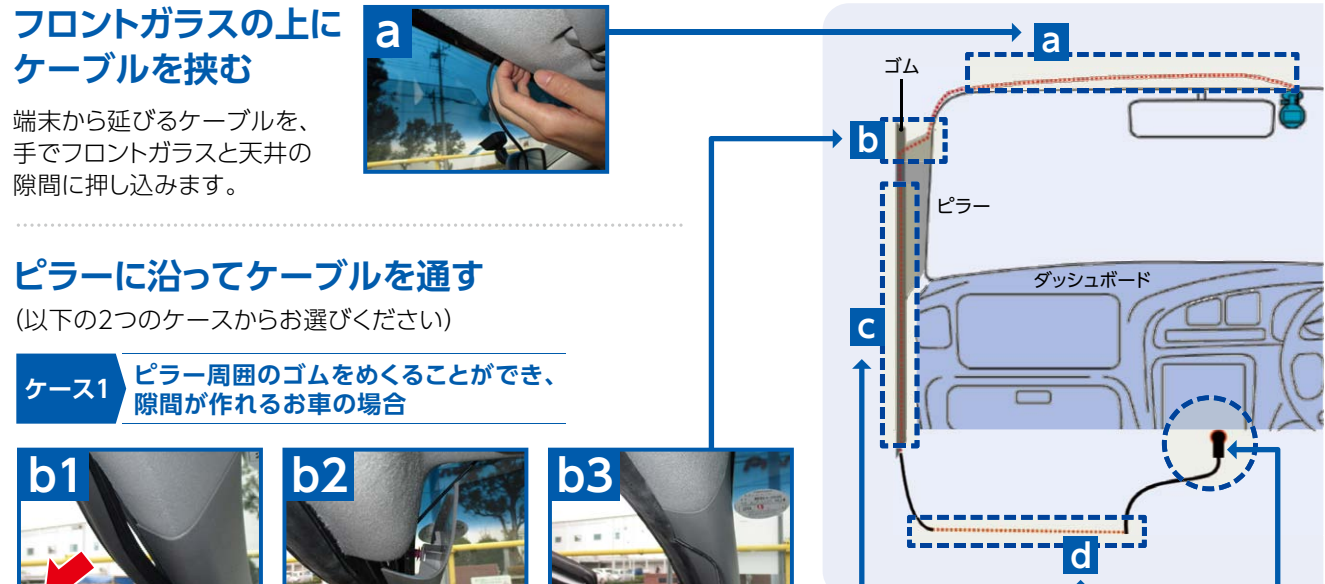


! 端末取り付け後、屋外で端末画面上部のGPS表示が右のように有効になっていることを確認してください。×が表示されている場合、特殊加工ガラス等のため**電波を受信できていない**おそれがあります。ドライブエージェントパーソナル事務局にご相談ください。



ケーブルの取り付け手順(例)

- 1 フロントガラスの上にケーブルを挟む**
端末から伸びるケーブルを、手でフロントガラスと天井の隙間に押し込みます。
- 2 ピラーに沿ってケーブルを通す**
(以下の2つのケースからお選びください)
ケース1 ピラー周囲のゴムをめくることができ、隙間が作れるお車の場合
b1 ピラーカバー上端の周囲のゴムをつまみ、下に引いて剥がしてください。
b2 空いたゴムの隙間から指を入れてピラーカバーを外し、ケーブルをピラーの中を通してゴムの所まで引きます。
b3 ピラーカバーを閉じ、ゴムを押し込んで戻します。
c1 ピラー周囲のゴムをめくり、中にケーブルを挟み込んでダッシュボードの脇までおろします。
c2 ダッシュボードの脇まで来たケーブルを、ダッシュボードとゴムの間に押し込み、床までケーブルを持ってきます。
! ※ケーブルがダッシュボード脇のゴムの間に押し込めない場合は、同梱のケーブル固定用テープで貼り付けてください。
- 3 フロアマットの下にケーブルを納める**
- 4 シガーソケットにシガープラグを差し込んで完成です**



ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約

第1条 本規約の目的

本規約は、「事故発生のお知らせに関する特約」に基づき、東京海上日動火災保険株式会社（以下、「当社」といいます）が契約者に貸与する端末等に関する事項を定めたものです。本規約に記載のない事項は当社自動車保険または超保険普通保険約款に準じます。

第2条 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- 「端末」とは、当社が契約者に貸与するドライブレコーダー型テレマティクス端末をいいます。
- 「端末等」とは、当社が契約者に貸与する端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカードをいいます。
- 「ドライブエージェントパーソナル」とは、自動車保険または超保険契約に「事故発生のお知らせに関する特約」を付帯した契約者に貸与する端末等を通じて提供するテレマティクスサービスをいいます。
- 「ドライブエージェントパーソナル事務局」とは、「ドライブエージェントパーソナル」の提供にあたって当社が業務のアウトソーシングを行う外部委託先をいいます。
- 「利用者」とは、契約者および被保険者のうち、端末を利用する者をいいます。
- 「提携先企業等」とは、当社の子会社、関連会社、当社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店、当社の外部委託先および当社がドライブエージェントパーソナルの提供において提携している企業をいいます。
- 「発報」とは、緊急事態発生時に端末から得られる車両位置等のデータや映像および音声を含む通信をいいます。
- 「自動発報」とは、端末が大きな衝撃を検知して、端末より自動的になされる発報をいいます。
- 「手動発報」とは、端末が一定の衝撃を検知した場合、端末のボタン等の押下操作により、端末よりなされる発報をいいます。
- 「センターステム」とは、端末が有する機能を提供するためのシステム全般をいいます。

第3条 前提条件

当社は、本規約に同意した上で自動車保険または超保険契約に「事故発生のお知らせに関する特約」を付帯した契約者に対し、端末等を貸与します。当社は、対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生のお知らせに関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合、本規約を解除します。

第4条 当社が貸与する端末

- 当社が契約者に貸与する端末の機能は次の各号に定めるとおりとします。
 - 「衝撃検知時の発報機能」

事故による一定以上の衝撃を検知したときの提携先企業等への自動発報および手動発報。
 - 「事故時の映像記録機能」

事故発生前後の映像記録ならびに自動発報時の当社および提携先企業等への映像送信。
 - 「安全運転診断機能」

取得データに基づく安全運転診断レポート等の提供。
 - 「事故防止支援機能」

画像センシング技術を用いた片寄り走行警告、先進運転システムを活用した危険地点接近警告およびドライブレコーダー機能による危険挙動検知・アラート発信。
- 前項の規定にかかわらず、当社は端末の機能につきその性能を保証するものではなく、端末等貸与の対象となる車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が十分にまたは全く発揮されない場合があります。
- 次の各号に掲げる場合には、利用者は端末の機能の一部または全部を利用できない場合があります。
 - センターステムの保守・工事、障害修理等を実施するとき。
 - センターステムが火災、停電、損壊、故障等により正常に動作しなくなったとき。
 - 端末に付随する機器に、重大なセキュリティ上の危険が発見または予見されたとき。
 - 端末がインターネットに接続されている第三者に向け、不正なアクセス行為の発信元となる可能性があるとき。
 - 端末の使用環境その他事情により、端末の機能を発揮できなくなったとき。
 - 天災、戦争等に起因して当社が制御できない障害が発生したとき。
 - 前6号の他、当社が端末の機能を停止した方が望ましいと判断したとき。

第5条 端末等貸与の対象車両

端末等貸与の対象車両は、「事故発生のお知らせに関する特約」が付帯された自動車保険または超保険契約の目的となる車両であって、不正改造されておらず、原則シガーソケット（またはアクセサリーソケット）が装備されている車両とします。ただし、このうちその他事由により端末を取り付けできない車両は除きます。

第6条 端末等の利用地域

端末等は、前条に定める対象車両が日本国内で使用される場合に限り利用することができます。

第7条 端末等の貸与期間

- 端末等の貸与期間は、自動車保険または超保険契約に「事故発生のお知らせに関する特約」が付帯されている期間とします。
- 契約者は、別途当社が指定する方法および場所にて端末等を受け取るものとします。
- 天災地変が生じた場合、輸送中の事故もしくは遅延等当社の責めに帰さない事由により端末等を受け渡すことができなかった場合または受け渡しを遅延した場合でも当社は責任を負わないものとします。

第8条 契約者の義務

- 契約者は、当社から貸与される端末等の取扱いにおいて、利用者に次の各号に定める事項を遵守させるものとします。
 - 端末等を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
 - 端末等を受領した日以降速やかに、対象となる車両に端末等を設置し初期動作確認を行うこと。
 - 取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法で端末等を車両に設置すること。
 - 端末等を利用者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、利用者の責任において当該第三者から承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと。
 - 端末等の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当社に通知すること。
 - 端末等を紛失した場合は、ただちに当社に通知すること。
 - 端末等が盗難にあった場合は、ただちに警察へ届出を行い、当社に通知すること。
- 契約者は、自らの責任において端末等の設置を行うものとします。また、利用者がインターネット上のWebサービスを利用した場合、インターネット利用に係る費用について、契約者がこれを負担するものとします。
- 契約者は、コンピューターウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を自ら導入および活用するものとします。また、契約者は不正アクセスおよびデータの滅失・毀損を防止するため、必要なソフトウェア・ハードウェアについて、セキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。
- 契約者は、利用者に対し次の各号に定める行為を行わせてはなりません。

- 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末等を利用する行為。
- 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為。
- 端末等の分解、改造またはソフトウェアの改変行為。
- 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および脱着して他の目的に使用する行為。
- 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- 公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピューター・ワームおよびウイルスの伝播ならびにネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
- 端末等を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為。
- 前7号の他、端末等の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為。

- 利用者が前項の禁止行為に違反した場合であって、当社、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、契約者はこれを賠償するものとします。

第9条 端末等の交換・返却

- 当社は、契約者から前条第1項第5号に定める通知を受けた場合は、契約者に代替となる端末等を送付し、契約者は、ドライブエージェントパーソナル事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、正常に作動しない端末等を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
- 契約者は、次の各号に定める場合は、ドライブエージェントパーソナル事務局より返却用ボックスを送付した日の翌日から起算して30日以内に、端末等の全部または一部を当社に返却するものとします。なお、契約者は、当社指定の方法によって返却するものとします。
 - 対象車両の自動車保険もしくは超保険もしくは当該保険契約に付帯された「事故発生のお知らせに関する特約」が解約もしくは解除された場合または当該保険契約が無効もしくは失効となった場合。
 - 契約者が前条に定める義務の履行を怠り、または怠るおそれがあることが明らかである場合。
 - 利用者が、端末等の利用に関し、当社もしくは第三者に損害を与える行為、または損害を与えるおそれがある行為をした場合。
 - 契約者の故意または過失により、第三者に端末等を利用させた場合。
- 契約者は、次の各号に定める場合は、違約金25,000円を当社に支払うものとします。なお、別に定める支払期限内に違約金をお支払いいただけない場合には、自動車保険または超保険契約の保険料払込のために契約者が指定した口座からの振替もしくは登録済のクレジットカードからの決済を行うことがあります。
 - 第1項に際して、利用者の責に帰すべき事由により端末等の破損、故障等が判明した場合。
 - 第1項および第2項に定める返却期限を過ぎても端末等を当社に返却しない場合。
 - 前条第1項第6号または第7号に定める場合であって、利用者の責に帰すべき事由により物理的に端末等を当社に返却することが不可能な場合。

第10条 利用可能な端末等を貸与できなかった場合の対応

当社の責に帰すべき事由により利用可能な端末等を貸与することができなかった場合、当社は、契約者からの申し出に基づき、当該期間に支払われた「事故発生のお知らせに関する特約」の保険料相当額を契約者に返還することとします。

第11条 免責

- 当社および提携先企業等は、次の各号に定める事由によって契約者が被った損害について、一切その責任を負わないものとします。
 - 端末取り付け時に生じた端末の損傷もしくは故障または配線等の切断等により端末が正常に動作しなかったこと。
 - 契約者が第8条に定める義務に違反したこと。
 - 第4条第2項または第3項に掲げる事由が生じたこと、および第13条に基づく内容変更・廃止。
 - 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）等の障害。
 - 利用者のID・パスワードの盗用等による不正使用。
 - 第三者のデータセンターサーバへのアクセスまたは端末等の不正利用。
 - 利用者が使用する車両または機器の不具合等。
 - 利用者による初期動作確認が未了の場合。
 - 前8号に定めるほか、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由。

- 当社は、端末等の利用を通じて利用者が得る全ての情報について、その完全性、信頼性、安全性、有効性および正確性を保証するものではありません。

第12条 端末等の利用を通じて取得する情報の取扱い

- 当社は端末等の利用を通じて端末の利用履歴、端末の送信映像及び自動車の運転情報（走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）を取得します。
- 当社は、端末返却後も前項に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権（著作権法第27条および第28条に規定された権利を含む）や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属するものとし、利用者は当社およびいかなる第三者に対しても、著作権人格権を行使しないものとします。
- 当社、当社の子会社および関連会社は、第1項に定める情報を次の目的で使用します。
 - 第4条第1項の各号に規定する端末の機能に関する内容の履行。
 - 新規サービス・新商品の開発および研究。
 - 当社サービス品質の向上に資する研究。
 - 前3号の利用目的に準ずるまたはこれらに関連する目的。

- 当社は、前項に定める目的のために、第1項に定める情報を、当社と提携先企業等との間で、共同で利用できるものとします。

- 当社は、事故の予防を目的として活用する場合に限り、当社がドライブエージェントパーソナルの提供において提携しているパイオニア株式会社に対して、第1項に定める情報を提供できるものとします。

- 当社は、第1項に定める情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。

第13条 本規約の変更

- 当社は、当社が必要と判断する場合、本規約を変更できるものとします。

- 変更後の本規約は、当社所定の専用サイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は本規約の変更後も端末等を利用し続けることにより、変更後の本規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の本規約をご参照ください。

第14条 管轄裁判所

端末等の貸与に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

第16条 協議

端末等の貸与に関して疑義がある場合および本規約に定めのない事項については、契約者および当社双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

(附則)

規約制定日:2017年1月1日

事前にご確認いただきたい注意事項

- ドライブレコーダー型テレマティクス端末(以下、「端末」といいます)を貸与する対象のお車は、「事故発生の通知等に関する特約」(以下、「本特約」といいます)がセットされた東京海上日動(以下、「弊社」といいます)自動車保険または超保険契約のお車であって、不正改造されておらず、シガーソケットまたはアクセサリースOCKETが装備されているお車とします。
- 端末本体、シガーライター電源ケーブル、microSDカード、SIMカード(以下、「端末等」といいます)の貸与期間は、弊社自動車保険または超保険契約に本特約がセットされている期間とします。
- 端末等がお手元に届きましたら、速やかに対象のお車に取り付け、初期動作確認を行ってください。
- 端末を取り付けるときは、お車の取扱説明書を確認の上、自動ブレーキなどの「運転支援システム」の妨げにならない場所を選んで設置してください。
- お車のキーポジションをOFFにしても、端末がスリープ状態にならない車種(常時電源車等)の場合、端末を使用しないときは必ずシガーソケットまたはアクセサリースOCKETから電源ケーブルを抜いてください。抜き忘れるとお車のバッテリー上がりの原因となります。
- お車のフロントガラスにコーティング剤や特殊加工(熱線反射ガラスや断熱ガラス、電波不透過ガラス等)が施されている場合は、GPSの受信や録画品質に影響する可能性があります。
- 端末の取り付け指定位置およびその他の注意点については、端末等送付時に同梱するクイックスタートガイドならびに取扱説明書をご確認ください。
- ドライブエージェントパーソナル(以下、「本サービス」といいます)をお申込みいただくと、ドライブエージェントパーソナル事務局(以下、「事務局」といいます)より端末をご契約者へ送付します。ご契約から端末の送付まで2週間程度を要します。始期日までに端末の到着が間に合わない場合がございますので、始期日から2週間以上前までにご契約のお手続きをお願いいたします。
- 弊社は本サービスを通じて端末の利用履歴、端末の送信映像およびお車の運転情報(走行距離、走行時間、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等)を取得し、端末返却後も利用できるものとします。また、当該情報に著作権や所有権が認められる場合には、全て弊社に帰属するものとし、端末を利用するご契約者および被保険者(以下、「利用者」といいます)は弊社およびいかなる第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- 本サービスは、車両の状況や事故の状況、天候、通信環境等により、その機能が発揮できない場合があります。
- 端末は事故時の衝撃を検知して発報等を行っておりますが、確実な事故検知、事故連絡を保証するものではありません。
- 端末に録画された映像は事故時にご活用いただけます。一方、本サービスは事故時の過失割合が必ず有利になることをお約束するものではありません。
- 弊社の責に帰すべき事由により利用可能な端末を貸出しできなかった場合は、ご契約者からのお申し出に基づき、弊社から当該期間に支払われた本特約の保険料相当額(月割)をご契約者に返還します。
- 本特約が解約もしくは解除された場合、または本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約が、無効もしくは失効となった場合、ご契約者は事務局より返却用ボックスをお送りした日の翌日から起算して30日以内に、端末等を弊社に返却してください。返却期限を過ぎても端末等を弊社に返却しない場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 端末等の破損、故障が生じた場合や、盗難・紛失に遭われた際は、速やかに事務局へご連絡ください。また事由発生の原因が利用者の故意・重過失である場合、違約金(25,000円)を請求させていただきます。
- 違約金をお支払いいただけない場合には、本特約がセットされた弊社自動車保険または超保険契約の保険料払込のためにご契約者が指定された口座からの振替もしくは登録済のクレジットカードからの決済を行うことがあります。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- また、本サービスの利用にあたり、内面に記載の「ドライブレコーダー型テレマティクス端末等の貸与に関する規約」(以下、「規約」といいます)をよくお読みください。規約は、弊社ホームページ(URL:http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/total-assist/pdf/total_assist_170401.pdf)からもご確認いただけます。
- 規約は弊社の判断により変更されることがあります。変更後の規約は、専用サイト内に掲示された時点からその効力を生じるものとし、利用者は規約の変更後も端末を利用し続けることにより、変更後の規約に対する有効かつ取消不能な同意をしたものとみなします。端末等をご利用の際には、随時、最新の規約をご参照ください。

自動車保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間:午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時～午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-323-523

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

受付時間:平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>